

「え？このやり方って違法なの？」

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律のポイント

～ 広告宣伝メールに係るオプトイン方式の規制等について～

いわゆる迷惑メール対策については、特定電子メールの送信の適正化に関する法律により、受信拒否をした者への広告宣伝メールの送信を禁止するなどの対応がなされてきております。平成20年に特定電子メール法が改正され、原則としてあらかじめ同意した者に対してのみ送信が認められる「オプトイン方式」が導入されるなど、迷惑メール対策の強化がはかられております。

内容につきましてポイントを整理いたしましたので、今一度内容を確認のうえ、ご活用いただければ幸いです。

1. あらかじめ同意した者に対してのみ、広告宣伝メールを送信することができます。

例外（同意なしに送信することができる場合）・・・通信販売等の電子メール広告は同意が必要です

- ・取引関係にある者に送信する場合
- ・名刺などの書面により自己のメールアドレスを通知した者に対して送信する場合
- ・自己の電子メールをインターネットで公表している場合（公表にあわせ、広告宣伝メールをしないように求めている場合を除く）

2. 広告宣伝メールの送信に当たっては、以下のような表示が義務づけられています。

【表示義務項目】

- ・送信者などの氏名または名称
- ・受信拒否の通知ができる旨
- ・受信拒否の通知を受けるための電子メールアドレスまたはURL
- ・送信者の住所
- ・苦情、問い合わせが受け付けることができる電話番号、電子メールアドレス、URL

NEXLINKでは、必要な記載項目を設定することにより、送信ごとの操作が簡単・安心にご利用いただけます。

3. 広告宣伝メールの送信に同意した場合であっても、受信拒否の通知を行った場合には、以降の送信が禁止されます。

NEXLINKでは、受信拒否受付～送信除外対象設定が簡単に行え、安心してご利用いただけます。

4. 受信者から送信することについて、同意をとっている旨の記録を保管する必要があります。

【保存するもの】

- ・個別の電子メールアドレスについて、同意を受けた際の状況を示す記録（時期と方法など）
- ・同意の取得に際し、送信者などが書面の提示、電子メールの送信、ウェブサイトから通信文の伝達をしていた場合は、電子メールアドレスのリストに加え、その通知分に記載した定型的な事項

詳細の内容は

「特定電子メール送信の適正化に関する法律のポイント」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/pdf/m_mail_pamphlet.pdf

「特定電子メールの送信等に関するガイドライン」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/pdf/m_mail_081114_1.pdf
をご確認ください。